

財団法人横浜市シルバー人材センター寄附行為

制 定 昭和 55 年 10 月 1 日

最近改正 平成 20 年 6 月 30 日

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人横浜市シルバー人材センター（以下「センター」という。）
という。

(事務所)

第 2 条 センターは、事務所を神奈川県横浜市港南区上大岡西 1 丁目 6 番 1 号に置く。

(目 的)

第 3 条 センターは、健康で働く意欲を持つ定年退職者等の高年齢者の希望に応じた臨時的
かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 41
条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの
者に対して組織的に提供することにより、高年齢者の生きがいの充実及び福祉の増進を図
り、もって高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とす
る。

(事 業)

第 4 条 センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業（いずれも、雇用による
ものを除く。）を希望する高年齢者のための当該就業の機会の確保及び組織的提供（就
業日数及び収入の保証は行わない。）
- (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用による
ものに限る。）を希望する高年齢者のための無料の職業紹介
- (3) 高年齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必
要な知識及び技能の付与を目的とした講習

- (4) 高年齢者の就業に関する情報の収集及び調査研究
- (5) センターに関する普及及び啓発
- (6) その他センターの目的を達成するために必要な事業

第2章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第5条 センターの資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる果実
- (3) 補助金及び寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 会費
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の際基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することはできない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、かつ主務官庁の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 センターの経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 センターの事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、その年度の開始前に理事会の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第12条 センターの事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業概要報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後2箇月以内に理事会の承認を得なければならない。

第3章 役員及び職員

(役員の種別及び選任)

第13条 センターに、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 専務理事 1人
- (3) 常務理事 1人
- (4) 理事 (理事長、専務理事及び常務理事を含む)
15人以上20人以内
- (5) 監事 2人

2 理事及び監事は、評議員会において選任する。

3 理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選により定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第14条 理事長は、センターを代表し、業務を統括する。

- 2 専務理事は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 常務理事は、常務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会において、評議員の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(事務局及び職員)

第17条 センターの事務を処理するために、事務局を置き、事務局に事務局長その他の職員を置く。

- 2 事務局及び職員に関する規程は、理事会の議決を経て、理事長が別にこれを定める。

第4章 顧問及び専門委員

(顧問及び専門委員)

第18条 センターに、顧問及び専門委員を置くことができる。

- 2 顧問及び専門委員は、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な事項について必要に応じ、理事長に具申し、専門委員は、理事長が諮問した専門的事項につき、研究、調査し、助言するものとする。

第5章 理事会

(構成)

第19条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第20条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、センターの運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第21条 理事会は、理事長が認めたとき、又は理事の5分の1以上若しくは監事から理事会の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第22条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会を招集するには、理事に対して、理事会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(議長)

第23条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第24条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数の

同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決)

第26条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の氏名(書面表決者の場合にあっては、その旨を付記すること。)
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

第6章 評議員及び評議員会

(評議員)

第28条 センターに、評議員を置く。

- 2 評議員は、理事会において選任し、その数は、25人以上30人以内とする。
- 3 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。
- 4 第15条及び第16条の規定は、評議員の任期又は解任について準用する。

この場合において、これらの規定中、「役員」とあるのは「評議員」と、第16条中「評議員会」とあるのは「理事会」と、「評議員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

(評議員会の構成及び権能)

第29条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、センターの業務の執行に関する重要な事項につき理事会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議することができる。

(評議員会の開催)

第30条 評議員会は、理事長が必要と認めたとき、又は評議員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(評議員会の招集)

第31条 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員会を招集するには、評議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(評議員会の議長)

第32条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選任する。

(評議員会の定足数)

第33条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(評議員会の議決)

第34条 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会における書面表決等)

第35条 やむを得ない理由のため、評議員会に出席することができない評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の評議員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席した評議員とみなす。

(評議員会の議事録)

第36条 第27条の規定は、評議員会の議事録に準用する。この場合において、同条中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と、「書面表決者」とあるのは「書面表決者及び表決委任者」と読み替えるものとする。

第7章 支 部

(支 部)

第37条 センターに、支部を置く。

2 支部及び支部事務所の名称、位置及び所管区域は別に定める。

第8章 会 員

(会 員)

第38条 センターに、会員を置く。

2 会員に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て定める。

第9章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第39条 この寄附行為は、理事会において理事の4分の3以上の同意を経、かつ、主務官庁の認可を得なければ、変更することはできない。

(解散及び残余財産の処分)

第40条 センターは、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得たときは解散する。

2 解散後の残余財産は、横浜市に寄附する。

第10章 雑 則

(委 任)

第41条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て定める。

附 則

- 1 センターの設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和56年3月31日までとする。
- 2 センターの設立当初年度の事業計画及び予算は、第11条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 センターの設立当初の役員は、第13条2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、昭和58年3月31日までとする。

附 則

第4条第1項第4号の規定は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、昭和61年10月1日より施行するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成2年6月25日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成9年5月14日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成16年5月25日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成20年6月30日から施行する。